

## 新潟市被災ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地震により被災したブロック塀等の倒壊等による被害を未然に防止することを目的として、被災したブロック塀等の撤去を行う者に対する補助金の交付に関し、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) ブロック塀等

次のいずれかに該当する工作物をいう。

ア コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀、コンクリート塀その他これらに類する塀

イ 門柱

ウ ア及びイと一体となっている基礎

#### (2) 道路等

住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路又は避難地をいう。

#### (3) 撤去工事

既存のブロック塀等において危険な状態となっている全部を解体し、撤去することかつ、道路等からの高さを1メートル未満にすることをいう。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

#### (4) 所有者等

市内にブロック塀等を所有する者、又は管理する者（ブロック塀等の撤去工事の施工について当該ブロック塀等の所有者の承諾が得られる者）をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる撤去工事は、次の各号いずれかに適合する被災したブロック塀等の撤去工事とする。ただし、第2条第1項第1号ウのみの撤去工事及び過去に本補助金の交付を受けたブロック塀等と同一敷地にあるブロック塀等は補助金交付の対象から除く。

- (1) 道路等に接して設けられているブロック塀等
- (2) その他、特に危険性があると市長が認めるもの。

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、所有者等とする。ただし、当該ブロック塀等において、他の補助を受け撤去工事を行う者を除く。

- 2 所有者が法人である場合、市税の滞納のない者とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次のいずれか少ない額（消費税及び地方消費税相当額を除く）の3分の2の額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、限度額を20万円とする。

- (1) 撤去工事に要する費用
- (2) 撤去するブロック塀等の長さにより1メートル当たり17,400円を乗じた額

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、ブロック塀等を適正に維持管理しなければならない。また、その安全を確保するため適切な処置を講ずるよう努めなければならない。

(監督及び指導)

第7条 市長は、所有者等に対し、事業の適正な施行を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(補助金の交付申請等の特例)

3 令和6年1月1日から令和6年1月31日までの間に事業に着手した補助対象者は、補助金の交付を申請することができる。